

愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査検討委員会設置要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、愛知県防災会議運営要綱第9条第2項の規定に基づき、愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査検討委員会（以下「委員会」という。）の設置及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2 委員会は、東海地震、東南海地震及び南海地震の3地震が連動発生した場合等における地震災害対策の基礎資料となる被害予測調査の（以下「調査」という。）実施について審議、検討する。

(検討事項)

第3 委員会の検討事項は、次のとおりとする。

- (1) 東海地震、東南海地震及び南海地震等が発生した場合に想定される被害の項目・内容、想定的手法、防災上の課題、必要な対策等に関する事項
- (2) 調査の進め方、実施体制等に関する事項
- (3) 調査結果の取りまとめ、公表等のあり方に関する事項
- (4) その他調査の実施に必要な事項

(構成)

第4 委員会は、会長及び委員をもって構成する。

2 会長は、愛知県防災会議地震部会専門委員をもって充てる。

3 委員は、調査に関連する分野の学識経験者及び行政関係者のうちから愛知県防災会議地震部会部会長が指名し、又は委嘱する。

(会議)

第5 会議は、会長が招集し、主宰する。

2 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を行う。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

4 行政関係者の委員については、委員が指名する者を代理出席させることができる。

(設置期間)

第6 委員会の設置期間は、平成23年9月15日から平成25年6月30日までとする。

(庶務)

第7 委員会の庶務は、愛知県防災局防災危機管理課において処理する。

(雑則)

第8 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成23年9月15日から実施する。